特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滋賀県知事は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県知事

公表日

令和7年4月5日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務 (1997年) (19
①事務の名称	県税賦課徴収事務
	地方税法、滋賀県税条例等に基づき、県税に係る全税目の課税管理から収納管理、滞納管理に至るまでの一連の事務を行う。 特定個人情報は、納税義務者から提出される申告書等や住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム等から入手し、税務総合システムで管理する。 税務総合システムにおいては、共通宛名管理機能で個人番号を一元管理し、別途一意に割り当てられた納税者番号を用いて、各税目の課税管理機能や収納管理機能等と連携して活用する。 ■一般的な事務の流れ ①納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。 ②データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。
②事務の概要	③データ入力業務を委託していない申告書等は、税務総合システムへ宛名情報等必要事項を入力する。 ④申告書等の内容を調査する。 ⑤納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。 ⑥納税義務者が金融機関等で納付する。 ⑦金融機関からの領収済通知書により、納税義務者からの納付を確認する。 ⑧⑨納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。 ⑩収納状況を確認し、納付されていなければ督促状等を送付する。 ⑪収納状況を確認し、納付されていなければ督促状等を送付する。
	■特定個人情報を管理する県税の種類(参考) 個人県民税(※1)、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税、自動車取得税、県たばこ税、 産業廃棄物税、鉱区税、狩猟税 (※1) 個人県民税は市町村が賦課徴収を行うが、市町村の同意を得て、県が徴収等を行う滞納者の情 報のみ管理している。(地方税法第48条)
③システムの名称	税務総合システム、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム、統合宛名管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
税務総合システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第24の項、第133の項 ・番号法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第24の項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項
5. 評価実施機関におけ	

①部署	総務部税政課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

総合企画部県民活動生活課県民情報室

所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話番号 077-528-3121

総務部税政課 請求先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 所在地

電話番号 077-528-3211

各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相 談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

総務部税政課

連絡先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 所在地

電話番号 077-528-3217

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[<選択肢>			
	いつ時点の計数か	令和6年	8月16日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年	8月16日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
<選択肢>								
2)人は3)を送がした計画失地域関については、でれてれている。 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている)]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを選	型じた提供を除く。) []提供・移転しない					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [〇]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠					

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[<選択肢>				
当該対策は十分か【再掲】	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	人情報の関示。訂正。利田停	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121	総合政策部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区 域および連絡先等については、滋賀県ホーム ページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこ と)	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成28年4月1日	「 I 関連情報 - 7.特定個 人情報の開示・訂正・利用停 止請求」の請求先	丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区	丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区 域および連絡先等については、滋賀県ホーム	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成29年4月1日	I 関連情報 - 5.評価実施機関における担当部署」の②所属長	課長 大﨑 泰弘	課長 渡邉 康之	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成29年4月1日	「I 関連情報 - 8.特定個 人情報ファイルの取扱いに関 する問合せ」の連絡先	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3222	総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3217	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年5月31日	「I 関連情報 - 3.個人番号の利用」の法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項、第89 の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月31日	「I 関連情報 - 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二第28の項	・番号法第19条第7号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第21条各号	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)
平成30年12月14日	「I 関連情報 - 5.評価実施機関における担当部署」の ②所属長の役職名	課長 渡邉 康之	課長	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成30年12月14日	「Ⅱ しきい値判断項目 - 1. 対象人数」のいつ時点の計数 か	平成26年12月1日 時点	平成30年9月14日 時点	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成30年12月14日	「II しきい値判断項目 - 2. 取扱者数」のいつ時点の計数 か	平成26年12月1日 時点	平成30年9月14日 時点	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策 1.提出する特 定個人情報保護評価書の種 類	_	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 2.特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われているリスクへの対策は十分か	_	十分である	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)におよって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	_	特に力を入れている	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	_	十分である	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続	_	接続しない(提供)	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 6.情報提供 ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	_	十分である	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	_	十分である	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 8.監査 実施の有無	_	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年1月31日	IV リスク対策 9.従業者に対 する教育・啓発 従業者に対 する教育・啓発	_	十分に行っている	事後	重要な変更に当たらない変更 (様式の変更)
平成31年4月1日	「 I 関連情報 - 7. 特定個 人情報の開示・訂正・利用停 止請求」の請求先	丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区 域および連絡先等については、滋賀県ホーム	総合企画部県民活動生活課県民情報室 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3121 総務部税政課 所在地 〒520-8577 滋賀県大津市京町四 丁目1番1号 電話番号 077-528-3211 各県税事務所および自動車税事務所(所管区域および連絡先等については、滋賀県ホームページの「相談窓口のご案内(税金)」を参照のこと)	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月3日	「I 関連情報 - 3.個人番号の利用」の法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第89の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第64条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一第16の項、第99の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第72条	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)
令和3年9月9日	「I 関連情報 - 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第21条各号	・番号法第19条第8号 別表第二第28の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第21条各号	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)
令和5年12月25日	「Ⅱ しきい値判断項目 一 1. 対象人数」のいつ時点の計数 か	平成30年9月14日 時点	令和5年8月23日 時点	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和5年12月25日	「II しきい値判断項目 - 2. 取扱者数」のいつ時点の計数 か	平成30年9月14日 時点	令和5年8月23日 時点	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和6年8月16日	「Ⅱ しきい値判断項目 - 1. 対象人数」のいつ時点の計数 か	令和5年8月23日 時点	令和6年8月16日 時点	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和6年8月16日	「Ⅱ しきい値判断項目 - 2. 取扱者数」のいつ時点の計数 か	令和5年8月23日 時点	令和6年8月16日 時点	事後	重要な変更に当たらない変更 (本評価書中、※が付された 項目以外の変更)
令和7年1月17日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用	_	_	事後	様式の変更による。
令和7年1月17日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	[〇]人手を介在させる作業はない	事後	様式の変更による。
令和7年1月17日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	_	[〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式の変更による。
令和7年4月5日	I 関連情報-3. 個人番号の 利用-法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」 という。)第9条第1項 別表第24の項、第133の 項 ・番号法律別表の主務省令で定める事務を定 める命令第16条、第72条	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報-4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携-②法令上の根拠	・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	・番号法第19条第8号 別表第24の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表49の項	事後	重要な変更に当たらない変更 (法令の題名等の形式的な変 更)